

## 第3次群馬自治体情報セキュリティクラウド構築及び運用保守業務委託に係る 企画提案要領

群馬県（以下「県」という。）は、県内の地方公共団体のうち、本事業の趣旨に賛同して参加する団体（以下「参加団体」という。）のインターネット接続環境に係る情報セキュリティ対策を強化し、ひいては、住民サービス及び安定した行政運営を継続することを目的として、「群馬自治体情報セキュリティクラウド」（以下「セキュリティクラウド」という。）を、平成28年度より導入している。

現行のセキュリティクラウドについては、令和9年3月末までの運用期間であることから、第3次セキュリティクラウドの令和9年4月から運用開始に向けて、令和8年中より委託事業者の選定の上、構築及び運用保守契約を締結することとした。

セキュリティクラウドの委託事業者には、新たなシステムを円滑に構築・移行し、安定的に運用するのみならず、不正アクセス等を早期に検知するための高い能力や、参加団体と共同してPDCAサイクル等に基づいた高度な運用を継続することができる能力等を確認する必要があることから、企画提案により優先交渉者を決定することとした。

本書は、本業務委託に係る企画提案の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の名称

第3次群馬自治体情報セキュリティクラウド構築及び運用保守業務

### 2 事業の内容

令和8年度に、以下の目的を達成するために必要となる第3次セキュリティクラウドの構築及び現行システムからの移行を行い、令和9年4月から令和14年3月31日まで運用する。

- (1) 参加団体のインターネットに係る情報セキュリティ対策レベルの向上
- (2) 不正アクセスの予兆の早期把握による被害の防止及び情報セキュリティインシデント発生時における迅速・的確な対応による被害極小化
- (3) PDCAサイクルに基づいた各種情報セキュリティ対策の高度な運用による安全性の維持
- (4) 機器等の共同利用及び運用業務のアウトソーシングによるコスト削減
- (5) 効率性・利便性の向上と情報セキュリティの確保の両立

### 3 予算額

- (1) 令和8年度（業務委託に係る新システムへの移行部分の費用）

490,963千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- (2) 令和9～13年度（業務委託に係る新システムの運用保守部分の費用）

3,541,305千円（消費税及び地方消費税を含む）を総額の上限とする。

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、(2)の予算額については、債務負担行為であり、各年度の予算成立をもって有効になるものとする。

### 4 契約期間

契約締結の日から、令和14年3月31日まで

## 5 企画提案の内容

「第3次群馬自治体情報セキュリティクラウド構築及び運用保守業務調達仕様書」のとおりとする。

## 6 参加資格

次に掲げる事項のいずれも満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書等の提出期限時点において、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者であること。

7(2)に示す参加資格確認資料等提出時点で令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていない者については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第190条の2の規定により、令和8年4月7日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、7(6)に示す企画提案書提出期限までに同名簿の登載を行うこと。なお、入札資格の審査については書類の不備等により当月中の審査登録ができなくなることがあるので、期限にかかわらず、余裕を持って申請等を行うこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、参加資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 公告の日から委託候補者を選定する日までの間において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (7) 国又は地方公共団体の、インターネット接続部分を含む庁内ネットワークを構築し、及び運用した実績を有していること。
- (8) 業務を担当する全ての組織において情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を認証取得していること又はプライバシーマークが付与されていること。
- (9) 共同企業体については、責任者を明確にし、提案者名を連名で記載するとともに、共同企業体を結成していることを証する協定書等の写しを添付すること。

## 7 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始

令和8年3月27日（金）

- (2) 参加申込書提出期限  
令和8年4月1日（水）午後5時必着
- (3) 参加資格確認資料等提出期限  
令和8年4月7日（火）午後5時必着
- (4) 資格審査結果通知発送  
令和8年4月8日（水）
- (5) 質問書提出期限  
令和8年4月17日（金）
- (6) 質問に対する回答  
令和8年4月22日（水）
- (7) 企画提案書等提出期限  
令和8年5月7日（木）午後5時必着
- (8) プレゼンテーション・ヒアリングによる審査（選考審査会）  
令和8年5月19日（火）【予定】
- (9) 優先交渉者の決定及び通知  
令和8年5月22日（金）【予定】

## 8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次のとおり、参加申込に係る書類を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ・（様式0）参加申込書
  - ・（様式1）秘密保持に関する誓約書
- (2) 提出期限  
令和8年4月1日（水）午後5時必着
- (3) 提出方法及び提出先  
下記16に示す提出先に電子メールにより提出すること。
- (4) 提出書類の取扱い
  - ・提出された提出書類は返却しない。
  - ・提出された提出書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
  - ・提出書類は、情報公開の請求により群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）に基づき、条例の定める非開示情報を除き、開示することがある。
- (5) 注意事項
  - ・提出書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
  - ・応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約を解除することがある。
  - ・提出書類の提出後に辞退する場合には、下記16に示す連絡先に速やかに連絡するとともに、その旨書面により提出すること。

## 9 参加資格確認

企画提案への参加を希望する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次のとおり、参加資格に係る書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ・（様式4）参加資格確認資料送付書
- ・（様式5）参加資格確認資料
- ・（様式6）同種の業務実績申告書

### (2) 提出期限

令和8年4月7日（火）午後5時必着

### (3) 提出方法及び提出先

下記16に示す提出先に電子メールにより提出すること。

### (4) 提出書類の取扱い

- ・提出された提出書類は返却しない。
- ・提出された提出書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・提出書類は、情報公開の請求により群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）に基づき、条例の定める非開示情報を除き、開示することがある。

### (5) 注意事項

- ・提出書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約を解除することがある。
- ・提出書類の提出後に辞退する場合には、下記16に示す連絡先に速やかに連絡するとともに、その旨書面により提出すること。

## 10 質問受付

次のとおり、資格審査結果通知を受けた事業者（以下「提案事業者」という。）から、質問を受け付ける。

### (1) 受付期間

令和8年4月8日（水）～4月17日（金）

### (2) 質問様式

様式2によること。

### (3) 質問方法

電子メールによること。（電話等により必ず県側の受信を確認すること。）

### (4) 提出先

下記16に示す連絡先とする。

### (5) 質問への回答

- ・質問に対する回答は、電子メールにより行う。
- ・回答内容は、質問した事業者名の情報を除き、全ての提案事業者に開示し、情報共有を行う。
- ・機密事項を含む質問回答については、秘密保持に関する誓約書（様式1）を提出済みの事業者のみに回答する。

## 11 企画提案

提案事業者は、次のとおり企画提案に係る書類について電子ファイルを提出すること。

### (1) 提出書類

- ・(様式3) 企画提案書送付書
- ・企画提案書
- ・企画提案書〔概要版〕
- ・(様式7) 第3次群馬自治体情報セキュリティクラウド仕様書適合表
- ・(様式8) 提案見積書

※ 業務、工程及び成果物等毎の算定基礎（見積作業工数等）を明記すること。

### (2) 提出期限

令和8年5月7日（木）午後5時必着

### (3) 企画提案書の様式

- ・提案書の規格は、A4判縦置きとすること。
- ・表紙・目次を除き50ページ以内で作成すること。
- ・フォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ・表紙の次に目次を入れ、企画提案書等に付したページ番号を表示すること。

※企画提案書【概要版】は、A4判横置きも可。

### (4) 提出方法及び提出先

- ・(1)に提示した提出書類について、電子ファイルをメールにて送信すること。紙での印刷は不要である。
- ・提出先メールアドレスは、下記16に示すとおりである。
- ・添付ファイルが7MBを超える場合は電子メールを受信できないため、県が用意するファイル共有システムによりファイルの受信を行うので連絡すること。

### (5) 提出書類の取扱い

- ・提出された提出書類は返却しない。
- ・提出された提出書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・提出書類は、参加団体へ開示することを前提とするが、参加団体での情報公開の対象外とする。
- ・提出書類は、情報公開の請求により群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）に基づき、条例の定める非開示情報を除き、開示することがある。

### (6) 注意事項

- ・提出書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。また、プレゼンテーションへの参加に要する経費も同様とする。
- ・提案事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約を解除することがある。
- ・提出書類の提出後に辞退する場合には、下記16に示す連絡先に速やかに連絡するとともに、その旨書面により提出すること。

## 12 審査

### (1) 実施方法

提出書類について、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査（選考審査会）を行い、最も優れた企画提案を提出した提案事業者を、業務委託契約の優先交渉者として決定する。

プレゼンテーション・ヒアリングについては、実際に対面で実施する形式、または県が主催する WEB 会議により実施する形式 (microsoft teams あるいはCisco Webex 利用想定) で行う予定である。

プレゼンテーションでは、プロジェクト全体責任者が中心となり 3 名以内で 30 分程度の全体説明を行った後、質疑対応を行うこと。また、質問応答の内容についても、企画提案書の内容と同等に扱うこととする。

## (2) 日程調整等

プレゼンテーションの日時等は、提案事業者に別途通知する。

## 13 選考方法

選考審査会においては、次の表に示す審査基準により総合的に評価を行う。

詳細は、別紙のとおりとする。

| No | 評価項目   | 評価の視点                       | 評価点  |
|----|--------|-----------------------------|------|
| 1  | 取組方針   | 事業内容の理解度、スケジュール、構築・運用実績 等   | 150  |
| 2  | 企画     | 全体構成、構築体制、プロジェクト管理方法 等      | 150  |
| 3  | システム構成 | 基本要件、設計・構築業務、非機能要件 等        | 375  |
| 4  | 運用保守   | 方針、セキュリティ対応実績、運用・保守体制、SLA 等 | 375  |
| 5  | その他    | その他有益な提案、プレゼンテーション 等        | 150  |
| 6  | 価格点    | 提案見積書                       | 300  |
| 合計 |        |                             | 1500 |

## 14 選考結果

(1) 企画提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位である者を 1 者特定し、優先交渉者とする。

(2) 企画提案書を提出した者全員に結果を個別に連絡する。

なお、優先交渉者については県ホームページにて公表を予定している。

## 15 契約

県は、優先交渉者と、企画提案に基づき、委託業務内容の調整等の交渉を行った上で、再度見積り (国の提示する機能要件一覧のうちの必須要件全てを満たしていることが確認できる積算資料等が必要) を依頼し、価格面での要件が整った場合は、契約を締結するものとする。ただし、契約締結は、原則として、群馬県が「地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金」に係る補助金交付決定を受けた後とする。

なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、審査において次点とされた者と交渉する場合がある。

## 16 各種書類の提出先及び連絡先

〒371-8570

前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

群馬県知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課デジタル基盤チーム (担当: 石井)

・電話 027-226-2331

・電子メール admnet@pref.gunma.lg.jp

※ メールを送信した場合は、念のため県側の受信を確認すること。